

(証券コード 3393)  
平成30年1月30日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号  
スターティア株式会社  
代表取締役社長 本郷秀之

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年2月13日(火曜日)午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年2月14日(水曜日)午前10時(受付開始9時30分)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号  
新宿モノリス19階  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 吸収分割契約承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(アドレス <https://www.startia.co.jp>)に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 吸収分割契約承認の件

#### 1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、電子ブック作成ソフト、AR（拡張現実）作成ソフト、店舗向けO2O集客アプリなどのWEBアプリケーションの提供やWEB構築なども含めたデジタルマーケティング関連事業、VPNなどのネットワーク構築、ネットワークインテグレーション、マネージドルータ・ファイアウォールサービスなどのクラウドソリューション、及びビジネスホン、MFP・カウンターサービスなどの提供からオフィスレイアウトまでを提供するITインフラ関連事業の2つの主事業等の事業を行っており、顧客企業のIT全般のソリューションをワンストップで行っております。

昨今のIT業界における時代の変化に乗り遅れることなく、最新の技術動向を見据え、迅速な意思決定並びに機動力を持った経営を推進していただけるように当社を持株会社と事業会社に分離した持株会社体制へ移行することといたしました。

各事業会社は、それぞれの事業領域において、各事業会社の責任と権限のもとで、事業規模の拡大、収益力の強化、経営人材の育成を行ってまいります。

一方、持株会社は、スターティアグループとしての全体戦略を考え、事業ポートフォリオの最適化、グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の強化、経営資源の適正配分を機動的に実施することで、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

## 2. 吸収分割契約の内容の概要

各承継会社と締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

### (1) スターティア分割準備株式会社との吸収分割契約

#### 吸収分割契約書（写）

スターティア株式会社（以下「甲」という。）とスターティア分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、第1条にて定義される甲のITインフラ関連事業及びその関連事業（以下「本件事業」という。）を分割して、乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関して、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本件事業）

本件事業とは、甲のITインフラ関連事業、及びその関連事業をいう。ただし、本件事業には、以下の各号の事業は含まれないものとする。

- (1) セキュアSAMBA事業
- (2) セキュアMyNumber事業
- (3) Knowledge Suiteの販売店事業
- (4) 業務自動化ソフトウェア及び、文書管理ソフトウェアの販売店事業
- (5) コーポレートベンチャーキャピタル事業

### 第2条（吸収分割）

甲は、本件事業を分割して、乙はこれを承継する。

2. 本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりとする。

#### (1) 吸収分割会社（甲）

商号：スターティア株式会社

（ただし、平成30年4月1日付で「スターティアホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

#### (2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：スターティア分割準備株式会社

（ただし、平成30年4月1日付で「スターティア株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

### 第3条（承継する権利義務）

乙は、本吸収分割に際し、（別紙、承継権利義務明細書）に基づき、平成29年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

2. 債務の承継は重疊的債務引受の方法によるものとする。

### 第4条（吸収分割対価の交付及び割当て）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式100株を新規発行し、その全てを甲に割当てる。

### 第5条（資本金等の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金等の額は、次のとおりとする。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| (1) 資本金      | 金0円                 |
| (2) 準備金      | 金0円                 |
| (3) その他資本剰余金 | 効力発生日における株主資本等変動額全額 |

### 第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、平成30年4月1日とする。ただし、本吸収分割手続における進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

### 第7条（承認決議）

甲及び乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

### 第8条（競業避止の免除）

甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとする。

### 第9条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の変更又は解除）

本契約の締結後効力発生日の前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合にその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し、合意のうえ、書面により、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項については、甲及び乙が、本契約の趣旨に従って協議の上、これを決定する。

平成29年11月30日

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号  
甲 スターティア株式会社  
代表取締役 本郷 秀之 ㊞

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号  
乙 スターティア分割準備株式会社  
代表取締役 笠井 充 ㊞

## 承継権利義務明細書

乙は、本吸収分割により、甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成29年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日の前日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

本件事業に属する流動資産

売掛金、貸倒引当金、棚卸資産、未収入金、前払費用、その他の一切の流動資産。但し、現金、預金及び法令上承継不能なものは除く。

#### (2) 固定資産

本件事業に属する固定資産

建物附属設備、車両運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェア、のれん、関係会社株式、差入保証金、その他の一切の有形固定資産及び無形固定資産、並びにその他の一切の投資等の資産。但し、法令上承継不能なものは除く。

### 2. 承継する債務

#### (1) 流動負債

本件事業に属する流動負債

買掛金、未払金、未払費用、前受金、賞与引当金、その他の一切の流動負債。但し、法令上承継不能なものは除く。

### 3. 承継する契約及びその他の権利義務等

#### (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する売買、賃貸借、業務委託、請負、リース、レンタル、その他の一切の契約（名称の如何を問わず、書面によると口頭によるとを問わない。）に基づく権利義務及び契約上の地位。

#### (2) 雇用契約

本件分割の効力発生の直前の時点において甲に在籍し、本件事業に従事する従業員に係る労働契約に基づき、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

#### (3) 知的財産権

本件事業に関して甲が保有する知的財産権は、原則として承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

#### (4) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、認証、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

## (2) スターティアレイズ株式会社との吸収分割契約

### 吸収分割契約書（写）

スターティア株式会社（以下「甲」という。）とスターティアレイズ株式会社（以下「乙」という。）は、第1条にて定義される事業（以下「本件事業」という。）を分割して、乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関して、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本件事業）

本件事業とは、以下の各号の甲の事業及びその関連事業をいう。

- (1) セキュアSAMBA事業
- (2) セキュアMyNumber事業
- (3) Knowledge Suiteの販売店事業
- (4) 業務自動化ソフトウェア及び文書管理ソフトウェアの販売店事業

#### 第2条（吸収分割）

甲は、本件事業を分割して、乙はこれを承継する。

2. 本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりとする。
  - (1) 吸収分割会社（甲）  
商号：スターティア株式会社  
（ただし、平成30年4月1日付で「スターティアホールディングス株式会社」に商号変更予定）  
住所：東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
  - (2) 吸収分割承継会社（乙）  
商号：スターティアレイズ株式会社  
住所：東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

#### 第3条（承継する権利義務）

乙は、本吸収分割に際し、（別紙、承継権利義務明細書）に基づき、平成29年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

2. 債務の承継は重疊的債務引受の方法によるものとする。

#### 第4条（吸収分割対価の交付及び割当て）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式100株を新規発行し、その全てを甲に割当てる。

#### 第5条（資本金等の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金等の額は、次のとおりとする。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| (1) 資本金      | 金0円                 |
| (2) 準備金      | 金0円                 |
| (3) その他資本剰余金 | 効力発生日における株主資本等変動額全額 |

#### 第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、平成30年4月1日とする。ただし、本吸収分割手続における進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（承認決議）

甲及び乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

#### 第8条（競業禁止の免除）

甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第21条に定める競業禁止義務を負わないものとする。

#### 第9条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行うものとする。

#### 第10条（本契約の変更又は解除）

本契約の締結後効力発生日の前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合にその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し、合意のうえ、書面により、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。



第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項については、甲及び乙が、本契約の趣旨に従って協議の上、これを決定する。

平成29年11月30日

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

甲 スターティア株式会社

代表取締役 本郷 秀之 ㊟

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

乙 スターティアレイズ株式会社

代表取締役 古川 征且 ㊟

## 承継権利義務明細書

乙は、本吸収分割により、甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成29年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日の前日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

本件事業に属する流動資産

売掛金、貸倒引当金、棚卸資産、未収入金、前払費用、その他の一切の流動資産。但し、現金、預金及び法令上承継不能なものは除く。

#### (2) 固定資産

本件事業に属する固定資産

工具、器具及び備品、ソフトウェア、その他の一切の有形固定資産及び無形固定資産、並びにその他の一切の投資等の資産。但し、法令上承継不能なものは除く。

### 2. 承継する債務

#### (1) 流動負債

本件事業に属する流動負債

買掛金、未払金、未払費用、前受金、賞与引当金、その他の一切の流動負債。但し、法令上承継不能なものは除く。

### 3. 承継する契約及びその他の権利義務等

#### (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する売買、賃貸借、業務委託、請負、リース、レンタル、その他の一切の契約（名称の如何を問わず、書面によると口頭によるとを問わない。）に基づく権利義務及び契約上の地位。

#### (2) 雇用契約

本件分割の効力発生の直前の時点において甲に在籍し、本件事業に従事する従業員に係る労働契約に基づき、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

#### (3) 知的財産権

本件事業に関して甲が保有する知的財産権は、原則として承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

#### (4) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、認証、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ア. 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、各吸収分割承継会社は、それぞれ、新たに普通株式100株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

本件分割に際して、各吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付いたしますところ、各吸収分割承継会社は当社の100%子会社であり、各吸収分割承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定したものであり、相当であると判断いたしました。

##### イ. 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する各吸収分割承継会社の資本金等の額は次のとおりであり、本件分割後の事業内容及び当社から承継する権利義務に照らして相当であると判断いたしました。

##### a. スターティア分割準備株式会社

① 資本金	金0円
② 準備金	金0円
③ その他資本剰余金	効力発生日における株主資本等変動額全額

##### b. スターティアレイズ株式会社

① 資本金	金0円
② 準備金	金0円
③ その他資本剰余金	効力発生日における株主資本等変動額全額

#### (2) 各吸収分割承継会社に関する事項

##### ア. 成立の日（平成29年11月10日）における貸借対照表の内容

各吸収分割承継会社は、第1期事業年度は、会社設立日である平成29年11月10日に開始したため、本書類作成日現在終了しておらず、確定した最終事業年度はありません。よって、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。各吸収分割承継会社の成立の日の貸借対照表は、次のとおりです。

a. スターティア分割準備株式会社

貸借対照表

平成29年11月10日現在

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	180百万円	資本金	90百万円
		資本準備金	90百万円
資産合計	180百万円	負債・純資産合計	180百万円

b. スターティアレイズ株式会社

貸借対照表

平成29年11月10日現在

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	180百万円	資本金	90百万円
		資本準備金	90百万円
資産合計	180百万円	負債・純資産合計	180百万円

イ. 各吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はございません。

ウ. 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はございません。

(3) 当社の最終年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はございません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は平成30年4月1日をもって持株会社体制に移行する予定です。これに伴い、当社の商号をスターティアホールディングス株式会社に変更し、事業目的に持株会社としての経営管理を加えるなどの変更を行うものです。なお、本定款変更は、第1号議案が承認可決され、かつ平成30年4月1日以降、同議案における会社分割の効力発生を条件として、本件吸収分割の効力発生日（平成30年4月1日予定）に効力が生じるものとします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

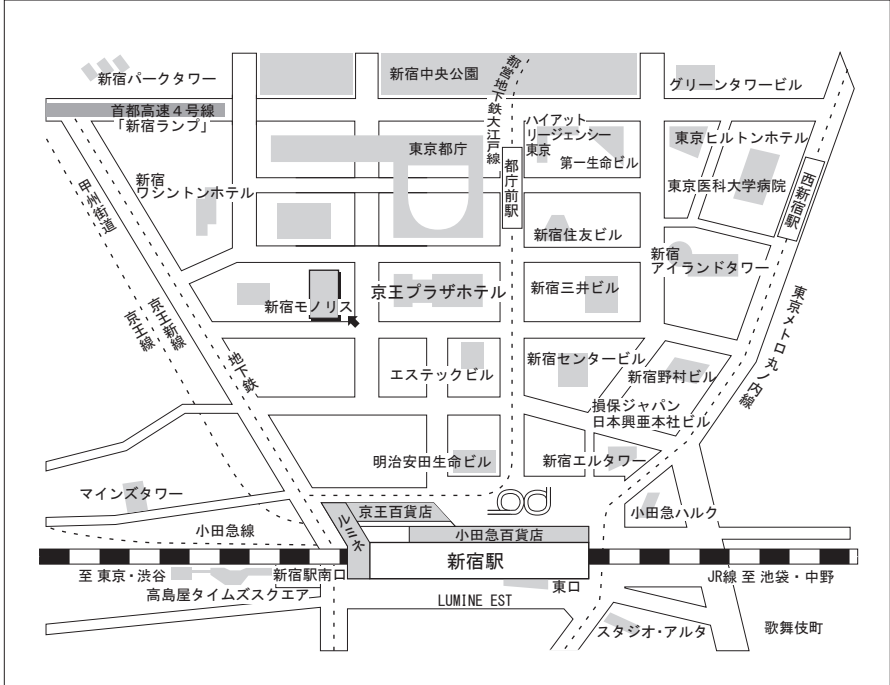
現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、<u>スターティア株式会社</u>と称し、英文では<u>Startia, Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営む事を目的とする。</p> <p>1. ～10. (条文省略) 11. 事務機器、電機通信機器及びこれらの周辺機器の中古製品の売買 12. ～38. (条文省略)</p> <p>第3条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、<u>スターティアホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>Startia Holdings, Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むこと、<u>並びに次の事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。)、及びその他これに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <p>1. ～10. (現行どおり) 11. 事務機器の中古製品、電気通信機器の中古製品及びこれらの周辺機器の中古製品の売買 12. ～38. (現行どおり)</p> <p>第3条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条及び第2条の変更は、平成30年4月1日に効力が生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。</u></p>

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場…東京都新宿区西新宿二丁目3番1号  
新宿モノリス19階  
TEL 03(5339)2109



## 交通のご案内

- ・JR「新宿駅」(南口、西口)、小田急線・京王線「新宿駅」より徒歩約10分
- ・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、新宿線「新宿駅(新都心口)」から徒歩約5分

※当日は、公共交通機関をご利用ください。